

定 款

社会福祉法人 大野和光園

(令和2年9月14日 施行)

社会福祉法人 大野和光園定款

昭和27年 5月16日 認 可	昭和27年 5月22日 登 認
昭和33年 9月16日 一部変更	昭和39年12月 7日 一部変更
昭和45年 6月 1日 一部変更	昭和49年 1月 5日 一部変更
昭和51年 1月 8日 一部変更	昭和53年 2月24日 一部変更
昭和63年 3月10日 一部変更	平成 4年 6月10日 一部変更
平成 6年 7月 2日 一部変更	平成 7年 8月14日 一部変更
平成 8年 9月30日 一部変更	平成 9年 1月 8日 一部変更
平成10年 3月30日 一部変更	平成10年 3月17日 一部変更
平成11年 4月 1日 一部変更	平成12年 4月 1日 一部変更
平成12年 5月 1日 一部変更	平成12年10月16日 一部変更
平成14年 3月27日 一部変更	平成14年 5月30日 一部変更
平成15年 5月29日 一部変更	平成16年 5月28日 一部変更
平成17年 5月26日 一部変更	平成18年10月16日 一部変更
平成19年 5月28日 一部変更	平成20年10月16日 一部変更
平成23年 3月 2日 一部変更	平成23年 5月24日 一部変更
平成25年 5月23日 一部変更	平成25年11月 7日 一部変更
平成27年 5月25日 一部変更	平成28年 3月24日 一部変更
平成29年 4月 1日 一部変更	令和 2年 6月19日 一部変更
令和 2年 9月14日 一部変更	

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「すべてはその人のために」という基本理念のもと、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- イ 養護老人ホームの設置経営
- ロ 特別養護老人ホームの設置経営

(2) 第2種社会福祉事業

- イ 老人短期入所事業
- ロ 老人ディサービス事業
- ハ 老人介護支援センター事業
- ニ 老人居宅介護等事業
- ホ 障害福祉サービス事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大野和光園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等（ただし、法人が適当と認めたものに限る）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することができる。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事業所を福井県大野市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上 9名以内（第15条に定める理事の人数を常に超えるものとする）を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。この場合、評議員が欠けた場合又は法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第6条の2　社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置用法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第7条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3　評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条　評議員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章　評議員会

(構成)

第9条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表、収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき

は、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。この場合理事、監事が欠けた場合又は法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の理事、監事を選任することができる。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第16条の2 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族及びその他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族及びその他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3 理事会の議長は、出席した理事の中から選出する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他の財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大野市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大野市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付けが行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第35条の2 この法人が保有する株式（出資）にかかる議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 指定老人ホーム訪問看護事業

大野和光園訪問看護ステーションの設置経営

(2) 指定居宅介護支援事業

大野和光園居宅介護支援事業の設置経営

(3) 訪問入浴介護事業

大野和光園訪問入浴介護事業の設置経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解 散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大野市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大野市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人大野和光園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子広告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 土肥 了介	理 事 山内三右エ門
理 事 松田弥太郎	〃 指岡 金也
〃 堀 正	監 事 中沢 勉
〃 川瀬 尚	〃 十時 藤吉
〃 桑野 幸蔵	

附 則

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この定款は、令和2年第1回評議員会の議決の日より施行する。

附 則

この定款は、令和2年9月15日より施行する。

別表（土地）

単位m²

所 在 地	地目	筆数	面積	備考
大野市79字鉄砲台4-8番2	雜 種 地	1	83.00	
大野市79字鉄砲台4-11番	宅 地	1	902.00	
大野市79字鉄砲台4-12番甲	宅 地	1	307.43	
大野市79字鉄砲台4-12番乙	宅 地	1	307.00	
大野市79字鉄砲台4-42番	宅 地	1	760.00	
大野市79字鉄砲台4-43番	宅 地	1	588.00	
大野市79字鉄砲台4-45番	宅 地	1	307.00	
大野市79字鉄砲台4-47番	宅 地	1	396.00	
大野市79字鉄砲台4-49番	畠	1	261.00	
大野市79字鉄砲台4-50番	畠	1	264.00	
大野市79字鉄砲台4-38番	山 林	1	304.00	
大野市79字鉄砲台4-39番	山 林	1	257.00	
大野市79字鉄砲台4-5番2	畠	1	209.00	
大野市79字鉄砲台4-27番	宅 地	1	393.00	
大野市79字鉄砲台4-25番1	山 林	1	131.00	
大野市79字鉄砲台4-24番2	山 林	1	53.00	
大野市79字鉄砲台4-60番	山 林	1	277.00	
小 計		17	5,799.43	

所 在 地	地目	筆数	面積	備考
大野市春日3丁目 1707 番	宅地	1	269.05	
大野市春日3丁目 1708 番 1	宅地	1	624.61	
大野市春日3丁目 1708 番 2	宅地	1	423.28	
大野市春日3丁目 1708 番 3	宅地	1	169.32	
大野市春日3丁目 1714 番	宅地	1	49.01	
大野市春日3丁目 1717 番	宅地	1	171.23	
大野市春日3丁目 1718 番	雑種地	1	1,053.0	
大野市春日3丁目 1719 番	宅地	1	643.36	
大野市春日3丁目 1720 番 2	雑種地	1	26.0	
小 計		9	3,428.86	
合 計		26	9,228.29	

別表（建物）

所 在	構 造	面 積	種 別
大野市 79字鉄砲台 4 42番地 10番地1、11番地 40番地1、40番地2 43番地、44番地 45番地、46番地 47番地、48番地 49番地、50番地 大野市 78字鉄砲台 3 4番地1、5番地1 5番地1先	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 陸屋根 2階建 一部 1階建	1階 2,022.68 m ² 2階 1,124.54 m ²	養護老人ホーム
大野市 79字鉄砲台 4 40番地2、36番地、 37番地、38番地、 39番地、40番地1、 41番地2、43番地、 61番地	鉄骨造 陸屋根 2階建	1階 1,620.50 m ² 2階 1,495.91 m ²	特別養護老人ホーム (やまびこ・あおぞら)
大野市 79字 11番地 9番地、12番地乙 12番地甲	鉄骨造 カラー鉄板葺 平屋建	418.35 m ²	なかよしデイ 洗濯場
大野市 79字 12番地乙	コンクリートブロック造 陸屋根 平屋建	68.04 m ²	倉 庫
大野市 79字 10番地1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建	1階 90.44 m ² 2階 90.44 m ²	車 庫 倉 庫
大野市 79字鉄砲台 4 40番地2、 41番地1、13番地2	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建	1階 572.21 m ² 2階 555.00 m ²	特別養護老人ホーム (デイ棟)
大野市 79字鉄砲台 4 27番地、24番地2 25番地1、26番地 28番地、33番地 34番地1、35番地 36番地、40番地2 41番地1	鉄筋コンクリート造 陸屋根 鋼板葺 2階建	1階 1,209.66 m ² 2階 892.30 m ²	特別養護老人ホーム (古志の郷)

所 在	構 造	面 積	種 別
大野市 79字鉄砲台 4 40番地2、39番地 40番地1、41番地1 41番地2、43番地	鉄骨造 陸屋根 2階建	1階 847.39 m ² 2階 687.10 m ²	特別養護老人ホーム (愛和の郷)
小 計		11,694.56 m ²	
大野市春日3丁目 1708番地3、1708番地 2、1718番地	鉄骨造陸屋根 2階建	1階 102.96 m ² 2階 91.71 m ² 計 194.67 m ²	事務所 H22.7.9 取得 H9.3.14 築
大野市春日3丁目 1719番地、1708番地 1、1708番地2、1718 番地、	鉄骨造陸屋根 2階建	1階 1,027.00 m ² 2階 705.00 m ² 計 1,732.00 m ²	地域密着型介護老人福祉 施設 和らぎの里
小 計		1,926.67 m ²	
大野市中挾1丁目 1401番3、1404番、 1415番地2	鉄骨造陸屋根 2階建	1階 549.29 m ² 2階 343.24 m ² 計 892.53 m ²	福利厚生センター
小 計		892.53 m ²	
合 計		14,513.76 m ²	